

令和6年2月29日

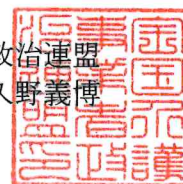
厚生労働省  
老健局長 間 隆一郎 様

令和6年度介護報酬改定を踏まえた訪問系サービスへの追加支援策への要望事項

一般社団法人全国介護事業者連盟  
理事長 齊藤正行



全国介護事業者政治連盟  
会長 久野義博



平素から介護・障害福祉業界へのご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度介護報酬改定においては、改定率プラス1.59%に加えて処遇改善加算の一本化の効果及び基準費用額の増額を加えた実質2.04%相当の結果となりましたことを感謝申し上げます。

他方で、各サービスの基本報酬並びに詳細な評価の見直し等が行われるに際しては、改めて昨今の厳しい経営環境に鑑み、「令和5年度介護事業経営実態調査における各介護サービス分野における収支差率」の数字のみによる単純な割り振りとならないように、原則、全てのサービスにおいて基本報酬の増もしくは維持を前提とした配慮をお願いしていたところです。

しかしながら、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行った結果として、サービス類型としては、訪問系サービスの3分類（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）の基本報酬が引き下げられる結果となりました。加えて、訪問看護における理学療法士等によるサービスへの評価の見直しが行われました。

訪問系サービスの収支差率は、確かに平均を上回っているものの、個別分析では収入は大きく変わっておらず、訪問介護員不足の影響による人件費の減少による利益増が要因とされており、経営の安定を示すものではないと考えられます。

また、近年集合住宅併設の訪問サービス事業所が増加しており、都市部以外の一般在宅向けの訪問サービス事業所との運営形態の差は歴然であり、地方の在宅介護を担う事業所の事業継続が一層困難になることを危惧しています。

今般の処遇改善関係加算の見直しにより、これまで加算取得に至っていなかった事業所の取得促進に向けた事業の実施や、訪問系サービスにおける介護職員等処遇改善加算の加算率の引上げは行われるものの、処遇の改善とともに、職場の環境改善が不可欠であり、事業者には環境整備への更なる負担が求められることになります。

今回の報酬改定による運営形態ごとへの影響の分析に努めていただきますとともに、改めて下記の視点での訪問サービス事業者への支援拡充を図ってくださいますようお願いいたします。

- ◆訪問介護事業者に対する特定事業所加算の一層の取得促進及び認知症専門ケア加算の取得促進、算定要件の緩和
- ◆処遇改善加算の一層の早期取得及び上位加算の取得促進に向けた、申請様式の簡素化、相談支援等の充実等の実施
- ◆訪問サービス事業者への、ICT 導入による生産性向上、協働化・大規模化を推進するためのより手厚い支援や相談援助等の重点的拡充
- ◆訪問サービス事業者の人材確保、研修受講支援、人材資質向上、定着支援に向けた支援方策の検討